広島信用金庫

普通預金（無利息型）規定

【普通預金（無利息型）規定】
1.（取扱店の範囲）～5.（預金の払戻し）
　普通預金規定に準ずる。

6.（利息）
　この預金には、利息はつきません。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）
～17.（規定の変更）
　普通預金規定に準ずる。

以　上
（2024 年 11 月 1 日現在）